

平成27年稲敷市農業委員会第5回総会

〔5月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
日程 5 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 6 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 7 農地改良協議に対する同意について
日程 8 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程 9 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
日程 10 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程 10 議案第7号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |
| 4番 | 加納昭君 | 20番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 根本脩君 | 21番 | 飯塚恒雄君 |
| 6番 | 小貫和子君 | 22番 | 篠崎惣壽君 |
| 7番 | 吉岡一仁君 | 23番 | 澤邊雅之君 |

8番	山本陽子君	24番	野口克行君
9番	松田守君	25番	篠崎文夫君
10番	村山文雄君	26番	山下恭一君
11番	関口邦子君	27番	飯沼喜見古君
12番	山口幸一君	28番	墳本典勇君
13番	森田康君	29番	松本文雄君
14番	木内昌秀君	30番	足立久美子君
15番	坂本雅美君	31番	黒田仁君
16番	宮本昇君	32番	川島昇君

欠席委員

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	油原雅人
農業委員会事務局主査	宮本昭

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

- 5月2日（土） あずま米産地づくり推進協議会 田植祭
 於 稲敷市 あずま生涯学習センター
 出席者 加納 昭会長、高須一郎会長職務代理者
- 5月18日（月） 平成27年度農業委員会会長・事務局長会議
 19日（火） 於 東茨城郡大洗町
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 5月19日（火） 稲敷地域農業改良普及推進協議会総会
 於 稲敷市 茨城県稲敷合同庁舎
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長
- 5月20日（水） 農業委員会稲敷郡協議会総会
 於 稲敷市役所東庁舎
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長

午後 3 時開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成 27 年 5 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第 3 条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は、全員 32 名です。よって農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、8 番、山本陽子委員、9 番、松田 守委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第 1 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 1 ページをお開き願います。

報告第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号 1 番、阿波崎字逆塩、田 2 筆、1、284 平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものでございます。

受理番号 2 番、阿波崎字逆塩ほか 1 地区、田 3 筆、1、729 平方メートルござい

ますが、同じく茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により所有権の移転を行うものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）

続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番から受理番号4番までを一括してご報告いたします。

本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作地として耕作をしており、農業委員会による、あっせん等の希望は、ないものであります。内容の詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）5ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転1件、合計3件でございます。

受理番号1番、阿波字阿波、田3筆、3,338平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号2番、脇川字新田、田1筆、1,071平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号3番、橋向字橋向、田2筆、971平方メートルについてでございますが、受

人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

以上3件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。なお受理番号1番について、根本委員より報告願います。

○5番（根本 脩君）5番、根本です。受理番号1番につきましてご報告いたします。5月21日に黒田委員と受人の調査をいたしまして、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者でございます。農機具の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数につきましては、220日であります。経営面積718アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号2番について、飯塚委員より報告をお願いします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号2番について報告いたします。5月23日に森田委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用軽トラ2台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積489アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、木内委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内でございます。受理番号3番について報告いたします。5月22日に坂本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻とブロッコリーを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、各1台を所有しております。農作業の従事日数は、200日であります。農業経営面積は、268アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字小角、畑1筆、86平方メートルについてでございますが、申請人が既に進入路として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、浮島字西浜、畑1筆、426平方メートルについてでございますが、申請人が研修生宿泊施設用地に転用するものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、佐倉字佐倉原、畑1筆、1,523平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、佐倉字門花ノ上切、畑1筆、2,146平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画22,386平方メートルのうち2,146平方メートルが農地で、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号5番、佐倉字外浦、畑1筆、135平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告

をお願いいたします。受理番号1番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○26番（山下恭一君） 26番，山下です。受理番号1番について、さる21日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、既に進入路として利用するものであり、辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおり、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号2番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君） 6番，小貫です。受理番号2番について、さる21日、宮本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、研修生宿泊施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく慎重、審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に、受理番号3番から5番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君） 20番，宮本です。受理番号3番、4番、5番について説明いたします。さる21日、山下委員と澤邊委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく、それぞれ太陽光発電事業施設用地、並びに駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであり、申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており許可相当であると思います。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 7ページをお開き願います。

議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、伊佐部字前芝、畑1筆、524平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、伊佐部字伊佐部、畑1筆、田1筆、1,265平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、昭和59年12月29日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、羽賀字堀ノ内下、畑1筆、1,030平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より公民館敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君） 5番、根本です。受理番号1番と2番について、さる21日、黒田委員と飯塚委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断いたしました。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、受理番号3番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○30番（足立久美子君） 30番、足立です。受理番号3番について、さる21日、村山委員と墳本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から公民館敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第3号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。
本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 7 議案第4号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）8ページをお開き願います。

議案第4号「農地改良協議に対する同意について」でございます。

平成27年4月22日受理、江戸崎字長町、田1筆、1,536平方メートルの内、480平方メートルについて、湿田解消の為の農地改良協議でございます。果樹栽培をするため、市内の業者に搬入を依頼し、480立方メートルの土で申請地を約1メートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで事務局の説明を終わります。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第4号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり同意することに決定いたしました。

日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしくお願ひします。9ページをお開きくだ

さい。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、1件、2筆、1,996平方メートル、再設定が、2件、7筆、8,711平方メートル、計10,707平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、浮島字内妙岐、田2筆、1,996平方メートル、新規設定で、利用目的がレンコン、期間が10年、小作料は10アール当たり、20,000円、設定を受ける者は、経営面積346アールの水稻、レンコンを作付けする農家で農作業従事日数300日の農業者です。

受理番号2番、3番の再設定については、議案書のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 10ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものです。今回は、1件、9筆、13,602平方メートルについてです。

受理番号1番の詳細については、議案書のとおりです。

よろしく、ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 11ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の（案）に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画（案）は、1件、9筆、13,602平方メートルについてです。

借受人につきましては、茨城県農林振興公社が行った公募により公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしているもので、特に問題がないと思われま

す。受理番号1番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○議長（加納 昭君） その他質疑ありますか、質疑ありますか

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年5月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後3時31分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

8 番委員 山 本 陽 子 ⑩

9 番委員 松 田 守 ⑩